

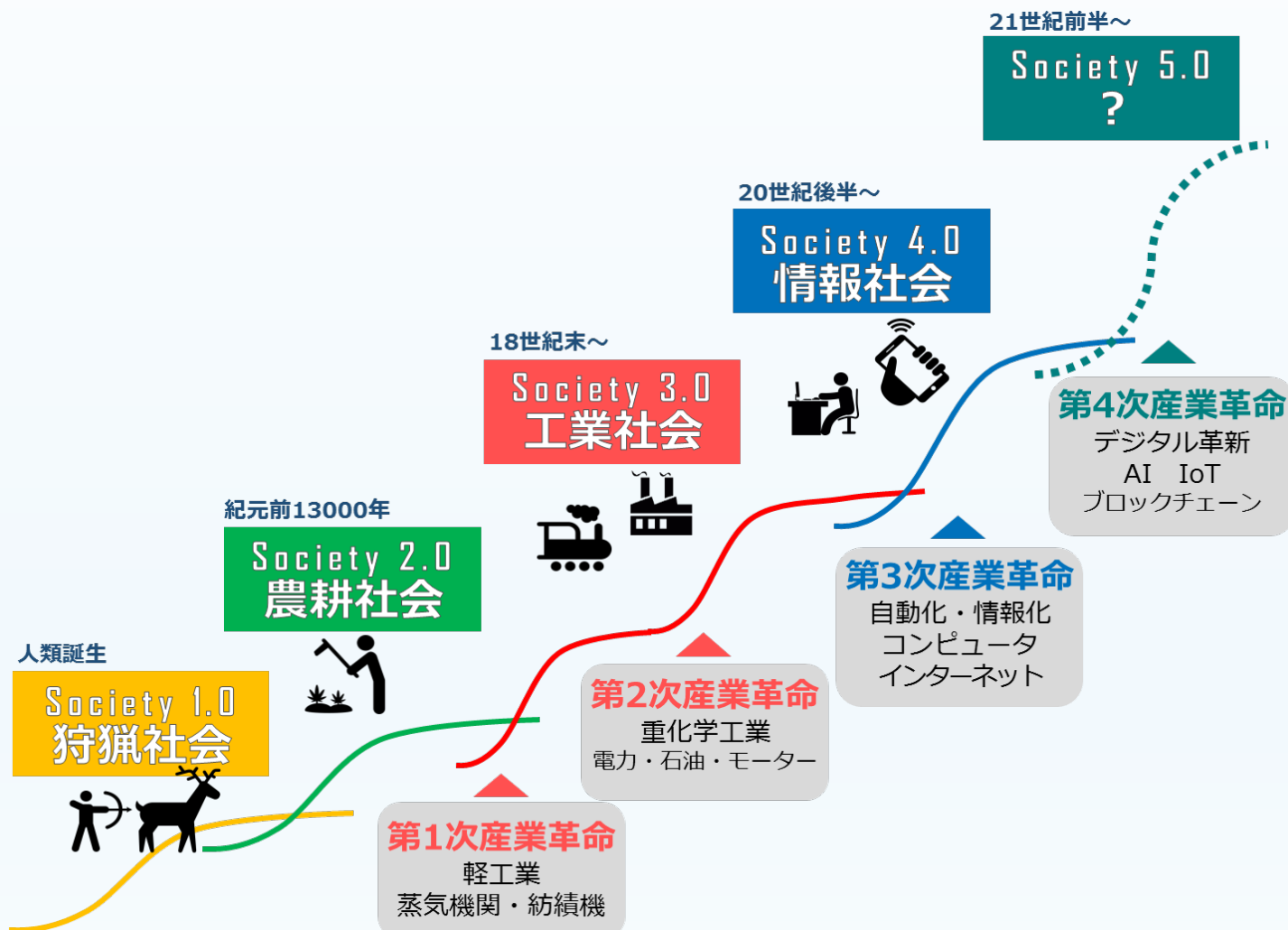
「知財紛争処理システムの見直し」に関する意見 ～Society 5.0時代を見据えた議論を～

2018年11月21日

経団連産業技術本部長 吉村 隆

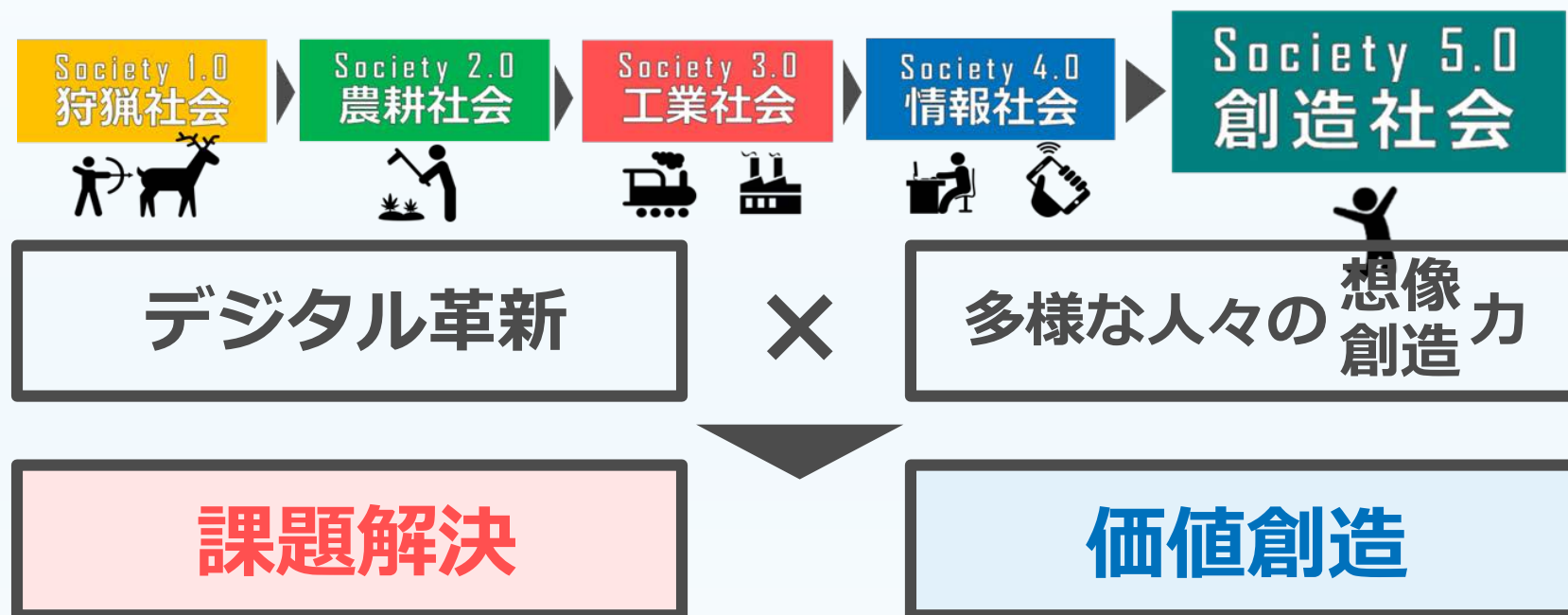
「Society 5.0」の実現は国家目標

- 人類は「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」と発展してきた。
- 今、デジタル革新（デジタル・トランスフォーメーション）をきっかけに第5段階の新たな社会（Society 5.0）への変革のときを迎えている。



- デジタル革新を人々の多様な生活や幸せの追求のために活用すべき。
- 今後、人々には世の中を変える「想像力」と「創造力」が必要。
- Society 5.0とは創造社会であり、「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」である。

Society 5.0



- Society 5.0で目指す社会は、「課題解決・価値創造」「多様性」「分散」「強靱」「持続可能性・自然共生」がキーワードとなる。
- さまざまな制約から解放され、誰もが、いつでもどこでも、安心して、自然と共生しながら、価値を生み出す社会を目指す。

～ Society 4.0

Society 5.0 ～

規模拡大
効率性

効率重視からの解放

課題解決・価値創造
“価値を生み出す社会”

均一性

個性の抑圧からの解放

多様性

“誰もが多様な才能を発揮できる社会”

集中

格差からの解放

分散

“いつでもどこでも機会が得られる社会”

脆弱

不安からの解放

強靱

“安心して暮らし挑戦できる社会”

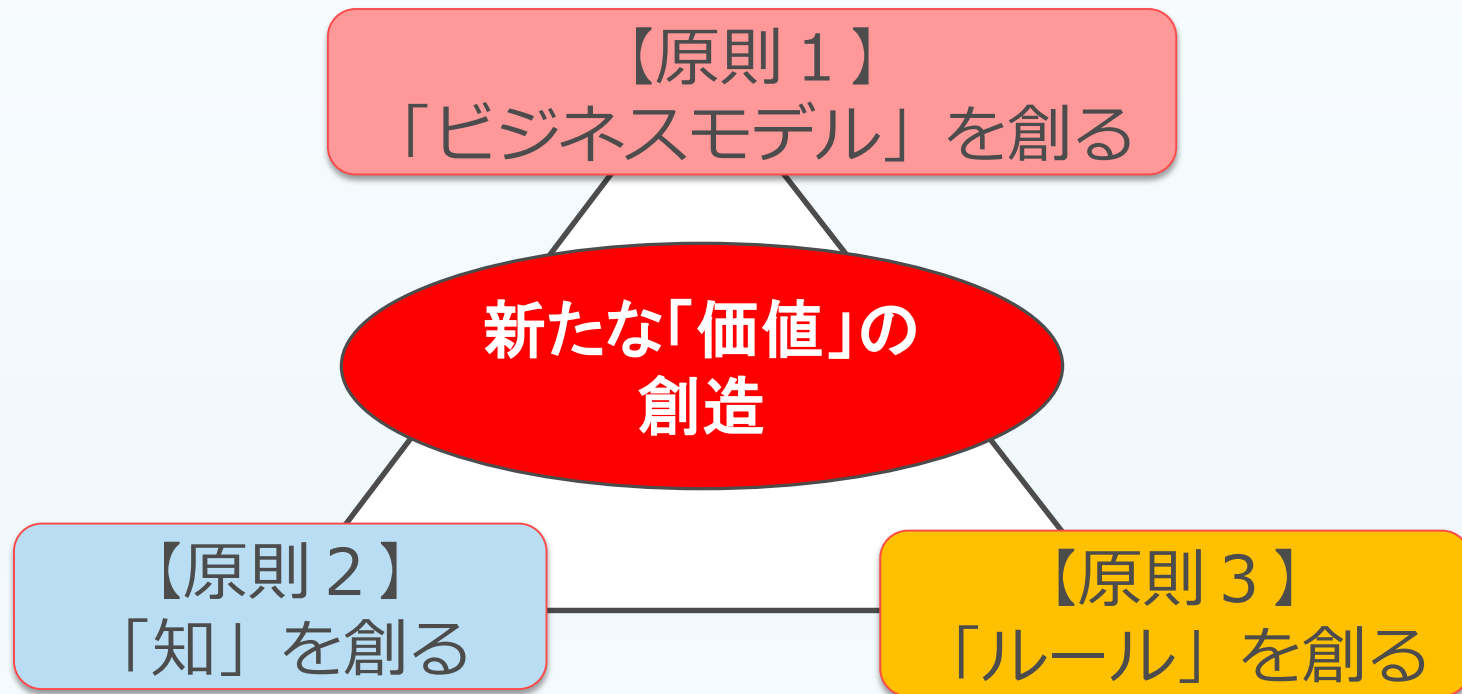
環境負荷大
資源多消費

資源・環境制約からの解放

持続可能性・自然共生

“人と自然が共生できる社会”

- 経団連は、提言「Society 5.0実現ビジネス3原則による新たな価値の創造」で、Society 5.0時代の知財制度のあり方を提言。
- 「オープンイノベーションを進めるためには、特許や著作物等の知財を活用し合うことができる、柔軟で多様な仕組みを構築することが求められる」
(提言p8より抜粋)
 - ⇒知財制度も、知財の「保護」と「活用」のバランス（権利者と実施者のバランス）の取れた仕組みが必要。
 - ⇒その前提として、知財の価値を適切に評価することも必要。



「知財戦略ビジョン」では、知財の共有による“価値デザイン社会”への挑戦を謳う Keidanren Policy & Action

これまでの議論の要約

仕組み

多様な個性を生みだす仕組み

- 自主性・好奇心・行動力を涵養
- 他者との違いを生み出す力
- 多様性を受容する感性
- 「リアル」「生」の経験の提供
- 大学のプラットフォーム化
- 体験・五感のアーカイブ

価値

個の多様性

多様な個人が活躍する環境整備

- 各人の多様性・能力を引き出す
- 時間等の需給をマッチング
- 多様な選択肢と選択の自由の確保
- 再チャレンジ可能な仕組み
- ベーシックインカムの検討

リアル

新しいを創る (イノベーション)

知識のプラットフォーム化

- 知的資産をシェアして利活用
- データ分析等による新しい価値
- 情報を媒介とするエコシステム
- OSDGsの中での融合促進
- 「リアル」のアーカイブ化

社会の多様性

多様な価値を内包する社会システム

- 新たな指標を開発
- 多様な個人を包摂・統合的運用
- 様々なシステムの実験的導入
- 異質なものととの共存・融合
- 外国人材活用（例：e-citizen）
- 地域ごとに保有する資産の活用

日本社会・文化の特徴

極端な一方に触れることが
少ないバランス感覚

「三方よし」に現れるような利益追求と
他者還元の時達成、持続性重視

非中央集権的志向、共同体意識、（後援
を含む）共助

自然の「征服」ではなく「共生」の思想

（倫理・思想・慣習面におけ
る）

特に表現の自由や科学技術の受容

ただし、一方で社会的逸脱にはな
らない内在的バランス

非英雄や未熟さをありのままに受
け入れる視点

労働を「苦役」より
「生産」「貢献」等
とする捉え方

継続的に改良・改
善に向かう真面目
さ・器用さ・職人
性、「道」の追求

富裕層のみならず
庶民も豊富な文化
活動を需要・享受

非言語的感覚や
「余白（間）」
「アソビ」「単純
化（デフォル
メ）」の尊重

歴史、伝統
の存在

新たなもの
を受け入れ、
独自の観点
で解釈しな
おす
編集能力

取り組むべき仕組み案の例

「価値デザイン社会」 への挑戦

「夢」×「技術」
×「デザイン」
＝未来

経済的価値にとどまらない多様
な価値が包摂され、そこで多様
な個性が多面的能力をフルに発
揮しながら、「日本の特徴」を
もうまく活用し、様々な新しい
価値を作って発信し、世界の共
感を得る

① 脱・平均とチャレンジ

尖った人、チャレンジする人や組織が我が国から
生まれるとともに、世界から集まる

② 分散と融合

個人が有する複数の能力やアイデアを分散し、他人の
能力・アイデアと適切に組み合わせ、融合させ、プ
ラットフォームを通じて、新しい価値を生む

③ 共感・貢献経済

日本の社会、文化、方向性に共感を持つ海外の
理解者、「ファン」を積極的に受け入れる

具体的なシステムの例

①新たな価値創造を行
える人材の育成

②価値メカニズムの見える化と
それを活かした組織経営

③多様な価値を見える
化、評価するシステム
や指標作り

④多様な価値を満たす事業
にチャレンジするベン
チャーを後押しする仕組み

⑤多様な人
材・組織が集
う場の形成

⑥SDGs等実現の
ための知的資産プ
ラットフォーム

⑦次世代のコンテ
ンツ創造・活用シ
ステムの構築

⑧クールジャパ
ンの魅力分析・
効果的発信

⑨クールジャパ
ンを支える外国人等
の集積・活用

⑩デジタル
アーカイブ
の構築

- 知財紛争処理システム機能強化に関しては、既に特許制度小委員会で議論され、2017年3月に報告書が公表。
- 議論の成果を踏まえ、必要な措置については2018年度で法改正。



- 報告書で示された方向は、関係者の間で熟議の末に辿り着いた結論であり、権利者と実施者のバランスの取れた内容。
- 経団連としてもその内容を支持。



- 短期間で、報告書の結論と異なる制度改正を行うのであれば、特許庁が必要性を説得的に説明し、関係者の合意を得るために十分な時間をかけて議論を行うことが必要。
- 拙速な議論で、結論を急ぐことがあってはならない。

- 証拠収集手続きの強化については、前回も議論がなされ、結論を得た。
- 報告書に基づき、2018年度改正で、証拠収集手続の必要性判断へのインカメラ手続の導入等が行われた。まずはこの法的措置の効果を見極め、評価することが必要。

【前回報告書の該当箇所（抜粋）】

- 中立な第三者の技術専門家に守秘保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度、及び書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当

【経団連の意見】

- 2018年度法改正の裁判所の証拠収集手続の強化と、命令に従わない場合のペナルティ（真実擬制）とを合わせると、証拠収集手続の強化に相当程度資するものと評価。
まずはかかる法的措置の効果を見極め、評価すべき。

- ディスカバリー制度には弊害が極めて大きい。
- 査察制度は、企業の工場等からの営業秘密漏洩リスクが高いなど、問題は大きい（特に、訴訟提起前）。

【前回報告書の該当箇所（抜粋）】

- 強制力のある査察制度の導入は、営業秘密保護の重要性に鑑み、提訴後だけであっても避けるべきとの指摘もある。…こうしたことから強制力のある査察制度の導入については引き続き慎重に検討することとし、…

【経団連の意見】

- 米国のディスカバリー制度は、特許と無関係な情報まで提出を要求され、当事者にとって多大なコストを生じさせ、弊害が極めて大きい。
- 査察制度の導入は、我が国の重要な競争力の源泉である営業秘密保護の観点から、導入には問題が大きい。裁判所が必要と認められた文書が提出されない場合に、執行官が実力を行使できることを想定しているのであれば、未だ権利関係も確定していない証拠収集の段階で訴訟提起側に過剰な権限を与えるもの。
- とりわけ、訴訟提起前査察制度は、制度の悪用・濫用による営業秘密漏洩のリスクが高い。証拠収集前の査察により効果的な証拠収集を行うことは困難であり、多大な労力を要するばかりで円滑な紛争解決にはつながらない。

- 知財の価値を適切に評価する必要性があること、一部に損害賠償額について納得性が低いという意見があることを踏まえると、**実損の填補の範囲内において、ビジネスの実態に合った適切な損害の補填が適切に行われるよう検討することには賛成。**

【前回報告書の該当箇所（抜粋）】

- ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現に向けては、まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適切な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、**引き続き慎重に検討を進めることが適当。**

【経団連の意見】

- **実損の範囲内において、ビジネスの実態にあった適切な損害の補填が適切に行われるよう検討することには賛成**する。
- 2017年3月に報告書が出された後、特許庁で「**侵害訴訟における損害賠償額の適正な評価WG**」が実施され、**報告書が取りまとめられた**（2018年3月）。この検討を踏まえて、制度化の要否を議論することが適当（特許法102条1項、2項と3項の重畳適用の可能性など）。

■ 実損を超える仕組み（懲罰的賠償等）の導入には、強く反対

【経団連の意見】

- 日本において懲罰に値する悪質な侵害行為が多数発生しているとは認識していない。
- そのような中で懲罰的賠償を導入すれば、米国でのパテントトロール訴訟のように、懲罰賠償を梃子に不当に高い金額で和解させられかねず、企業への副作用が大きい。
- 特許法にかかる仕組みを導入することは、民法の填補賠償の考え方を逸脱することになり、わが国の法体系全体に影響を及ぼすため、その必要性・合理性について幅広い視点で議論を尽くすことが必要。
- そもそも、「悪質な侵害行為」とは何か議論が尽くされていない状況であることから、議論を行うとすれば、「悪質」と受け止められる事例の収集と、それをもとに問題の所在を検証することから始めるべき。一方で、「悪質な侵害行為」を規定するのは極めて困難。

1. 「Society 5.0」の実現は国家目標。Society 5.0を実現するため、知財の必要な保護は図りつつも、知財を多様な主体で「使い合う」ことができる実効的な仕組み（その前提として、知財の適切な価値評価を行うことも含む）を世界に先駆けて作り上げ、知財制度の国際的なルールメイキングを主導して欲しい（他国の仕組みに安易に追従するのではなく、日本から提案する姿勢が重要）。
2. 知財紛争処理システムは、「損害賠償額」の多寡のみを評価の基準とするのではなく、「訴訟コスト」「公平性」「スピード」といった様々な観点で評価することが必要。民事的措置は、損害賠償額のみではなく、「差止め」が有効に機能していることが重要。こうした点を踏まえて、知財紛争処理システムの一
面ではなく、「全体で」機能しているかを正当に評価すべき。
3. 特許庁の審査は他国に比べて「甘い」との指摘も（日本で認められた特許が他国で拒絶されるケースが頻発）。特許庁は、かかる原因は何か、制度や運用に不備は無いのか、早急に究明すべき。特許料金が値上がりしても、「日本に特許を出したい」と思われる魅力ある審査体制を確立して欲しい。